

CEAA と GREEN ACT は、エネルギー税額控除のための競合するフレームワークを提示

– GREEN ACT やその他の近時の法案と比較すると、Clean Energy for America Act (CEAA) は、エネルギー税額控除により根本的な変化をもたらします

ジョージ・メディナ

- 米国においては、今年に入り、①風力、太陽光やその他の技術に対する現行の税制優遇措置を更に延長、強化するとともに、クリーンエネルギーの開発支援を目的とした新たな条項を導入した GREEN Act、と②クリーン電力、クリーン輸送、エネルギー効率の向上を促進するために、排出量に応じた税制優遇措置を設ける法案、Clean Energy for America Act が、相次いで議会に提出されています。
- 本稿では、両法案の共通点と相違点を説明し分析することで、今後どのような税制優遇措置が制定されるかを検討する機会を提供しています。

2021年4月21日、ロン・ワイデン上院議員(オレゴン州選出、民主党)は、クリーン電力、クリーン輸送、エネルギー効率の向上を促進するために、排出量に応じた税制優遇措置を設ける法案、Clean Energy for America Act(以下 CEAA)を提出しました。この税制の枠組みは技術中立的です。この法案によって、発電事業者は炭素排出量がゼロ又はマイナスの設備について、生産税額控除(production tax credit, PTC)又は投資税額控除(investment tax credit, ITC)を受けることが可能です。CEAAの詳細については、[こちらの記事](#)をご参照ください。

CEAAは、下院に提出されたエネルギー税制優遇措置の将来像と競合するものです。2021年2月、米国下院歳入委員会のメンバーであるマイク・トンプソン議員(カリフォルニア州選出、民主党)は、Growing Renewable Energy and Efficiency Now Act(以下 GREEN Act)を再提案しました。GREEN Actは、風力、太陽光やその他の技術に対する現行の税制優遇措置を更に延長、強化するとともに、クリーンエネルギーの開発支援を目的とした新たな条項を導入するものです。バイデン政権のインフラ政策を推進する立法手段として、この競合する法案のどちらを採用するか、あるいはバイデン政権の政策が両法案のアプローチを部分的に融合したものになるかはまだわかりませんが、この2つの法案の共通点と相違点を理解することは有益です。

CEAAでは、技術に中立的で、かつ排出量ベースのインセンティブを設けています。納税者は、生産税額控除(PTC)と投資税額控除(ITC)のいずれかを選択することができ、発電した電気の炭素排出量(発電量1KWhあたりの二酸化炭素換算(CO₂e)グラム数)に応じた控除が受けられます。

炭素排出量がゼロ以下であれば、どのような技術の発電設備であっても税額控除の対象となります。

納税者は、税金の直接還付を選択することもできますが、このオプションを希望する場合は、税額控除の対象施設の建設開始前に、米財務省(DOT)に報告する必要があります。更に、1MW 以上の設備に対する税額控除を受ける場合は、納税者は平均賃金要件を満たし、所定の実習制度を利用しなければなりません。平均賃金要件は、10 年間の PTC 期間、5 年間の ITC 戻し入れ計算期間、12 年間のセクション 45Q 税額控除期間中の改造及び修理にも適用されます。

この税額控除は、排出目標が達成された時点、すなわち、電力セクターの炭素排出量が 2021 年の水準よりも 75%削減されたことを米国環境保護庁(EPA)と米エネルギー省(DOE)が確認した時点で、段階的に廃止されることになっています。税制優遇措置は 5 年間で段階的に廃止されません。対象の施設に関しては、初年度は 100%、次に 75%、50%、そして 0%の値で税額控除を申請することができます。控除額は、米国の電力セクターの年間温室効果ガス排出量が 2021 年比で 75%以上減少した年から 2 年以内に建設を開始したプロジェクトについては全額の 75%となり、3 年後に建設を開始したプロジェクトについては 50%、それ以降は 0%となります。

この強化された税額控除は、2023 年から適用されます。米財務省、米国環境保護庁、米エネルギー省間の調整のための移行措置として、期限切れとなるクリーンエネルギー関連の条項が 2022 年 12 月 31 日まで延長されます。

また、内国歳入法セクション 45Q による税額控除も、平均賃金要件や直接納税など、PTC や ITC と同条件で、電力及び工業セクターが排出量目標を達成するまで延長されます。その他の変更点については、当事務所の [CEAA の概要](#)をご参照ください。

CEAA と GREEN Act の比較

CEAA は、GREEN Act の一部として提出された従来型の税額控除の延長と比較すると、現行のエネルギー税額控除制度に急進的な変化をもたらします。GREEN Act の概要の全てをここで説明することはできませんが、GREEN Act には以下の内容が含まれます。

クリーン電力に対する GREEN Act の税制優遇措置:

- 2026 年末までに建設が開始された施設に対するセクション 45 の PTC の延長。
- 2025 年末までの、新たな段階的廃止期間に入る前に建設を開始したプロジェクトを対象とした、セクション 48 の ITC の延長及び修正(税率 30%)。
- 炭素酸化物固定化に対するセクション 45Q の税額控除の延長。この条項は、2026 年末までに建設を開始する炭素酸化物固定施設に対するセクション 45Q の税額控除を延長します。
- 直接納税。ITC、PTC、セクション 45Q のいずれかの税額控除を受ける場合、納税者はその額の 85%に相当する税額を納付したものと取り扱われることを選択することが可能です。
- 特定のエネルギー関連職種の労働基準。この条項では、グリーンエネルギーやエネルギー関連の建設プロジェクトに必要な特定の労働条件について、労働長官による認証を設けています。

2 つの法案は、税額控除に関して異なる見解を示しています。上述したように、CEAA は新設の税額控除措置によって、排出量ベースかつ技術に中立的なアプローチを採用し、特定の税額控除のオプション(ITC 及び PTC など)を認め、排出量の目標達成までオープンエンドで利用できるようにし

ています。これに対し、GREEN Act は、現行ルール of 枠組みのもとで、現在利用可能な優遇措置を一定期間、延長・拡大するものです。

このようなアプローチの違いを、太陽光発電と風力発電の税額控除について、以下の図で説明します。

ITC(太陽光発電)	現行法	GREEN ACT	CEAA
建設開始年	ITC	ITC	ITC
2020年-2022年	26%	30%	26%
2023年	22%	30%	30%
2024-2025年	10%	30%	30%
2026年	10%	26%	30%
2027年	10%	22%	30%
2027年以降	10%	10%	30% 排出削減目標が達成されるまで

PTC/ITC (風力発電)	現行法		GREEN Act		CEAA	
建設開始年	PTC	ITC	PTC	ITC	PTC	ITC
2020年	60%	18%	60%	18%	60%	18%
2021年	60%	18%	60%	18%	60%	18%
2022年	0%	0%	60%	18%	60%	18%
2023年-2026年	0%	0%	60%	18%	100%	30%
2026年以降	0%	0%	0%	0%	100% 排出削減目標が達成されるまで	30% 排出削減目標が達成されるまで

2つの法案のアプローチは異なるものの、CEAA と GREEN Act はいくつかの類似したコンセプトを採用しています。例えば、どちらの法案にも直接納税のオプションが含まれていますが、CEAA のメリットはより手厚い内容となっています。直接納税を利用する際、GREEN Act では全額の 85% までしか直接納税を認めない一方、CEAA では満額が認められます。また両法案とも、特定のエネルギープロジェクトに労働条件を定めています。民主党の強い支持を受け、どのインフラ関連法案にも、何らかの労働条件が盛り込まれる可能性が高いと思われます。

究極的には、GREEN Act と CEAA は、同じ目標を達成することを目指しています。この 2 つの法案の大きな違いは、CEAA が税制優遇措置を大胆に拡大・再構築することで、目標をより適切に実現できる可能性があることです。また、技術的に中立なアプローチにより、対象となるエネルギー資産の範囲は拡大します。また同アプローチにより新技術の柔軟性が高まり、将来的な議会の手続きなしに既存の税額控除の枠組みを利用することが出来ます。更に、ITC と PTC を切り替えることができるため、開発者は、法改正や延長なしに、技術の進歩やコスト削減に応じて、柔軟に対応することが出来ます。ただし CEAA では、より複雑な移行期間が設けられる可能性が高く、問題が発生した場合には、政府のさらなる指導や新しい規制及びルール of 明確化が必要となると思われます。これらの問題点が明確になるまでの暫定期間においては、資金調達のスPEED が鈍くなる可能性があります。このような資金調達上の問題は、1603 Grant プログラム (1603 Grant Program)、建築基準の開始及びセクション 45Q 税額控除の拡大において発生しましたが、CEAA による変更の範囲・規模ははるかに大きいため、悪影響はより大きくなる可能性があります。これに対し GREEN Act は、既存の税制の枠組みのもとで、現行の税制優遇措置を拡張・強化することを主眼とした、より穏やかなアプローチを提供しています。

最終的な分析

CEAA は、数十年前に設計された現在のエネルギー税額控除の枠組みを全面的に刷新するものです。来るべきエネルギー転換のニーズに合わせて、これらの税制優遇措置を見直し、再設計する機は熟しています。しかし究極の政策課題は、CEAA がもたらす制度変更を一度に採用することに意義があるかどうかです。過去を振り返ってみると、これほど多くの制度変更のために必要な政府のガイダンスや省庁間の調整が、市場の混乱を防ぐのに十分な余裕をもって行われるとは思えません。政策立案担当者は、CEAA の変更による長期的なメリットが短期的な問題によってもたらされるリスクを上回るのか、それとも現在の方針を維持し、後に制度変更や更新を段階的に行っていく方が賢明なのかを判断する必要があります。

CEAA と GREEN Act のどちらを選ぶかは二者択一ではなく、また最終的にはどちらの案もバイデン政権の政策の一部として明確に採用されることはないかもしれませんが、両法案は興味深い選択肢を提示しています。つまり、既存の税制優遇措置を維持し、再生可能エネルギープロジェクトの市場の混乱を最小限に抑えることに意義があるのか、それとも、たとえ移行期間中に短期的な混乱が生じたとしても、今後のエネルギー投資に対するエネルギー税額控除を見直すような、より大胆で広範囲な制度変更を行うべきなのか。民主党が、来るべきインフラ法案を、より広範な制度変更を行うまたとない機会と考えるのは理解できますが、問題は、気候変動との戦いが非常に重要であるときに、そのような制度変更を迅速かつ円滑に実施できるかどうかです。

本稿の原文(英文)につきましては、[CEAA and GREEN Act Present Competing Frameworks for Energy Tax Credits](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

木本泰介 (日本語版監修)
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7113
taisuke.kimoto@pillsburylaw.com

Jorge Medina
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7117
jorge.medina@pillsburylaw.com

袴田佳 (日本語版作成協力)

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2021 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.